

少年・刑事財政基金に関する規程（会規第八十六号）中一部改正

少年・刑事財政基金に関する規程（会規第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び当番付添人制度」を、「当番付添人制度及び罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添の活動を支援する制度」に改める。

第六条第一項第四号に次のように加える。

二 罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添に付随する福祉的な支援活動に伴う費用

第六条第二項中「前項第四号」を「前項第四号イからハまで」に改め、「第三十三条」の下に「の規定」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第四号ニに規定する罪に問われた障がい者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 障がいがある者又は障がいがある可能性を有する者であつて、福祉的支援が必要であると認められる被疑者、被告人又は少年保護事件の対象となつた少年
- 二 六十五歳以上の高齢者であつて、福祉的支援が必要であると認められる被疑者又は被告人

附則

第一条並びに第六条第一項第四号ニ（新設）、第二項及び第四項から第六項までの改正規定は、令和五年四月一日から施行する。